

審査基準

令和8年4月1日作成

| |
|--|
| 法令名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法) |
| 根拠条項：第59条第9項 |
| 処分の概要：運搬証明書の書換え |
| 原権者(委任先)：北海道公安委員会 |
| 法令の定め： 原子炉等規制法第59条第9項(運搬証明書の記載事項の変更) 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条(運搬証明書の記載事項の変更) |
| 審査基準： 法令の定め尽くされている。 |
| 標準処理期間： 2日(行政庁の休日は含まない。) |
| 申請先： 申請書は、北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係に提出してください。 |
| 問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係(電話011-251-0110) |
| 備考： |